

令和7年度 未来型食品等開発助成金 募集要項

公益財団法人静岡県産業振興財団ウェルネス・フーズ産業支援センターでは、県内の中小企業者等が行うフードテック等の先端技術を活用し、食品ロスや環境負荷等の食に関する社会課題解決に寄与するものや、機能性（栄養、感覚、健康維持）の向上をめざした食品等や食品加工機械の製品化に向けた試作品開発・実証試験を行う事業に対して助成する「未来型食品等開発助成金」を実施します。

令和7年度の実施については、「未来型食品等開発助成金交付要綱」に定める事項に加え、この要項で定めるとおりとします。

1 助成の対象者 ※詳細は、別紙交付要綱で確認してください。

中小企業者（中小企業基本法第二条第一項で定めるもの）及び農林漁業者であって、県内に主たる事務所、事業所又は住所を有する者。但し、静岡県税を滞納していない者。以下の条件も満たすこと。

① みなし大企業に該当しないこと。

みなし大企業とは、

- (ア) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- (イ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。
- (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

② 応募者又はその役職員が、暴力団等の反社会的勢力であったり、また、反社会的勢力との関係を有していないこと。

2 対象事業

① 食品、食品加工機械分野において、フードテックを活用した食の社会課題解決に資する事業でその製品化に向けた試作品開発・実証実験を行う下記の(1)～(3)に該当する事業

- (1) SDGsに貢献するサステナブルな仕組・製品を目指した食品または食品加工機械
- (2) 多様化する健康ニーズにパーソナライズした製品・サービスを目指した食品または食品加工機械
- (3) その他、フードテックを活用した食の社会課題解決に資する食品または食品加工機械

② 食品、化成品（食品素材を使用した場合のみ）において、機能性食品等の製品化に向けた試作品開発・機能性評価試験を行う下記の(1)～(4)に該当する事業

- (1) 生体調節機能(健康維持)の向上や機能性表示等をめざした食品
- (2) 栄養機能の向上や栄養機能表示等をめざした食品
- (3) 感覚(色、味、香り、食感等)の向上をめざした食品
- (4) 食品の持つ機能性の活用をめざした化成品（化粧品等）

③ 食品加工機械の試作品開発・実証試験を行う事業

3 助成期間

- ①単年計画者：交付決定日（令和7年6月中旬頃）～令和8年2月15日
②2年計画者：2年目の計画・経費については再度継続申請を行い、進捗状況を踏まえ審査を行う。

年	事業実施期間
1年目	交付決定日（令和7年6月中旬頃）～令和8年2月15日
2年目	年継続申請の交付決定日（令和8年4月頃）～令和9年2月15日（予定）

4 助成率

助成対象経費の2分の1以内

5 助成限度額

単年計画者及び2年計画者ともに200万円を上限とする。
（2年目の交付申請上限額は、初年度交付申請時の計画額を超えないものとする）

6 助成対象経費

当該事業に直接必要な最少経費。※対象経費詳細は、最終ページ別表に記載
交付決定日（令和7年6月中旬頃）以降の契約～令和8年2月15日までに支払いが完了する経費（手形の場合は決済完了、クレジットカードの場合は引落日が2月15日以内であること）

7 応募方法等

(1) 提出書類

- ① 交付申請書(様式第1号)/事業計画書(様式第2号)・・・12部（正本1部、副本11部）※
- ② 資本等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部 ※
- ③ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書・・・1部 ※
- ④ 直近3カ年の決算資料(貸借対照表、損益計算書等)・・・12部
- ⑤ 会社案内等の事業概要が分かるパンフレット類・・・・・・・・12部
- ⑥ 直近期の県税納税証明書(法人県民税、法人事業税)・・・・・・1部 ※
- ⑦ パートナーシップ構築宣言書のコピー（該当者のみ）・・・・1部
- ⑧ スタートアップ加点確認書（該当者のみ）・・・・・・・・・・・・1部 ※

※①②③⑧：当財団のホームページから各様式をダウンロードし作成してください。

※⑥：最寄りの各財務事務所にて取得してください。又、個人事業主の場合は、個人事業税について、取得してください。

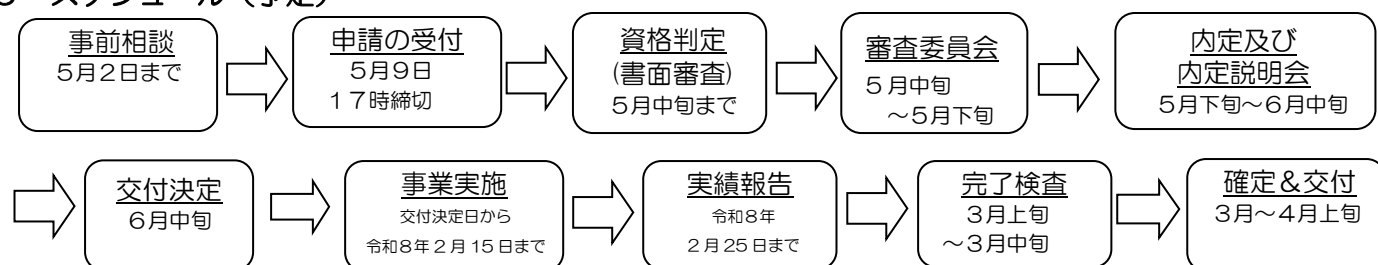
(2) 申請締切・・・令和7年5月9日(金)17時必着

※令和7年5月2日(金)までに必ず事前相談を受けてください。

8 審査

- (1) 資格判定(書面審査)及び審査委員会により審査を行います。審査委員会では、申請者によるプレゼンテーションを実施していただきます。
- (2) 審査委員会では、①事業の新規性・優位性、②事業の市場性、③製品化の実現可能性・妥当性、④事業遂行能力などの観点から総合的な審査を行います。
- (3) 県内公設試験機関との連携、パートナーシップ構築宣言ポータルサイトにおいて宣言を公表している事業者(募集締切日前日時点)、静岡県に申請した「スタートアップ加点確認書」でスタートアップ企業として承認された企業は加点の対象とします。フードテックを活用した食の社会課題解決に資する事業への応募について、①～④と合せてフードテック活用の観点からの加点を行い、一定数を優先的に採択します。
- (4) その後、全ての応募について、①～④などの観点から審査を行い、予算の範囲内で採択します。

9 スケジュール(予定)



10 その他注意事項

- (1) 助成事業の決定等に当たり、助成事業者名、住所、事業の名称を公表します。また、助成事業に係る内容の発表(プレゼン)やフォーラム等で成果物の展示をしていただく場合があります。
- (2) 本助成事業により得た研究成果に基づく製品・技術等を発表する場合は、静岡県産業振興財団の助成金を受けた旨を明示してください。
- (3) 助成事業の対象期間内において、類似の内容で他の助成制度による同様の助成を受ける場合、本助成金は受けることはできません。
- (4) 応募の際には、必ず事前にご相談ください。申請は1者1申請とします。
なお、ご提出いただいた書類は返却いたしません。
- (5) 採否の理由等についてはお答えできません。
- (6) 助成事業終了後3年間、毎年度終了後、助成事業に係る過去1年間の成果状況を報告していただきます。

11 事前相談

- (1) 事前相談の受付は、5月2日(金)までします。
- (2) 事業の趣旨や助成対象経費について理解をいただく為に大変重要です。
- (3) 仮作成した申請書等をもって、あらかじめ担当事務局にEメールもしくは直接ご持参いただきますと、より具体的なご案内が可能です。

- (4) 申請者からの相談に限ります。
- (5) 審査委員に関するご質問・ご相談には応じられません。
- (6) 事前相談なしに申請された場合、申請額を減額することがありますので、予めご了承ください。
(例：対象外経費の計上等)

12 申請・問い合わせ先

(公財) 静岡県産業振興財団 ウェルネス・フーズ産業支援センター

(旧 フーズ・リサーチ・イノベーションセンター)

〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館2階

T E L : 054-254-4513 FAX: 054-253-0019

E-mail : newfoods@ric-shizuoka.or.jp URL <https://www.fsc-shizuoka.com>

別表（助成対象経費）

以下に掲げる経費のうち、事業に直接要する経費（※「その他」のみの経費は不可）

人件費、消費税及び地方消費税、振込手数料、委託費に含まれる管理費は対象外です。

科 目		内 容
原材料費		製品化に向けた試作品開発・実証試験を行うために必要な原材料を購入する経費 直接使用する主要原料、主要材料、副資材（製品の生産工程で使用するもの）、包装資材の購入に要する経費
機械装置購入等経費		製品化に向けた試作品開発・実証試験を行うために必要な機械装置、工具器具、部品、分析等機器装置の購入・製造・改良・据付け・借用に要する経費（但し、汎用性が高いと判断される機械等については、原則として借用に限る。また、生産に使用するものは対象から除く。）
外注加工費		製品化に向けた試作品開発・実証試験を行うために原材料等に施す必要な加工等を外注した際に支払われる経費
技術コンサルタント料		製品化に向けた試作品開発・実証試験を行うに当たり、コンサルタント会社等、専門的な知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、当該開発に係る技術的事項等に関して、指導・相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費
委託費		製品化に向けた試作品開発・実証試験を行うに当たり、機能性評価（ヒト試験・システムティックレビュー）や研究開発の一部、設計、成分分析、検査・試験、製図、マーケティング調査等の専門的知識を必要とする部分について、第三者に委託する際に支払われる経費
その他	調査研究費	調査研究を行うための経費、データ等を購入する費用として支払われる経費（但し、対象事業への用途が特定できるものに限る。） 【対象経費例】 ・ 図書／参考文献／資料／データ等購入費 ・ 研修／講習会費／調査会場入場費 ・ 調査研究のための交通費（公共交通機関利用（タクシー代除く）、ETC使用料）／宿泊料 等 ・ 開発品テストマーケティングのための経費（出展小間代、ブース装飾代、印刷製本費、通信運搬費、借料又は損料、通訳料、翻訳料等）
	消耗品費	消耗品を購入するために支払われる経費（但し、対象事業への用途が特定できるものに限る。） 【対象経費例】 研究試薬 研究器具購入費 等